

令和5年度 石川県 医療機関・福祉施設・公衆浴場等 省エネ投資支援事業

令和4年度に引き続き、燃料や電力の消費抑制によるコスト削減につなげるため、**省エネ設備の導入**を支援します。

補助率・補助額

補助率 1 / 2 1事業所あたり 上限50万円～200万円

- ▷ 施設種別によって補助上限額・下限額が異なります。
- ▷ 一部施設は病床数・定員数による加算が可能です。（最大**600万円**）
- ▷ 令和4年度の本事業の助成を受けた事業者の上限額は、助成額を差し引いた額となります。
（令和4年度に上限額まで助成を受けた事業者は対象外）

申請受付期間

令和5年7月18日（火）～11月30日（木） 17時

※申請受付後、順次交付決定を行います。予算額に達し次第、交付決定及び受付を終了します。

対象施設及び申込・問い合わせ先

石川県内に所在する以下の医療機関・福祉施設・公衆浴場等（公立除く）

施設	担当課（石川県健康福祉部）		電話番号
医療機関（施術所・助産所含む）※ ₁	医療対策課	医療指導グループ°	076(225)1433
薬局	薬事衛生課	薬事・麻薬グループ°	076(225)1442
高齢者入所施設 ※ ₂	長寿社会課	施設サービスグループ°	076(225)1416
高齢者通所・訪問等事業所	長寿社会課	在宅サービスグループ°	076(225)1417
障害者施設（入所・通所・訪問等）	障害保健福祉課	企画推進グループ°	076(225)1428
保育所・認定こども園	少子化対策監室	保育施設グループ°	076(225)1497
児童養護施設	少子化対策監室	家庭福祉グループ°	076(225)1421
放課後児童クラブ	少子化対策監室	子ども健全育成グループ°	076(225)1422
普通公衆浴場	薬事衛生課	生活衛生・動物愛護グループ°	076(225)1441

※₁ 医療機関、施術所は保険適用の診療・施術を実施している機関に限ります。

※₂ 特定施設入所者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅は対象外です。

▷ 詳しくは県HPをご覧ください

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/ninntaikodomoen/syouenesetsubi.html>

◇ 対象となる省エネ設備は裏面参照 ◇



県内の事業所において、下記省エネ設備の更新等を行うために必要な経費

<空調・換気設備>

エアコン、換気装置（熱交換型）、温風暖房機・ジェットヒーター

<照明設備>

LED照明器具、非常時用照明器具（非常灯・誘導灯）

<冷蔵・冷凍設備>

冷蔵・冷凍庫

<エネルギー管理設備>

エネルギーマネジメントシステム、凍結防止ヒータ用節電器

<恒温設備>

チラー（冷却水循環装置）、ヒートポンプ式給湯器、ガス給湯器、高性能ボイラ

<熱電併給設備>

高効率コージェネレーション

<電気制御設備>

変圧器、産業用モータ

<窓>

複層ガラス、真空ガラス、サッシ

<断熱材>

外気に接する天井、外壁、床の断熱材

<再エネ設備>

太陽光発電システム、太陽熱利用システム、木質バイオマスエネルギー利用設備

□ 以下の経費は補助対象外となります。

- ・消費税および地方消費税相当額
- ・中古品やリース品による整備費用
- ・申請書類の作成費用、各種届出に要する費用
- ・電力工事負担金
- ・設備のランニング費用 など

□ 申請にあたってはホームページからダウンロードできる「[申請要領](#)」「[交付要綱](#)」を十分ご確認の上、申請書類を受付期間内に各担当課までご提出ください。



これらの設備は
要綱に定める省エネ規格・基準等を
満たす必要があります。